

障害（児）福祉サービス等の目標と見込量等について

国の基本指針¹では、市町村障害（児）福祉計画に定めるべき事項として、以下の内容が示されています。

定めるべき事項	
提供体制の確保に係る目標	
(1)	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標
(2)	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標
支援の種類ごとの必要な量の見込み	
(1)	各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み
(2)	各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

上記は次期計画（原案）の第6章「障害福祉サービス等の目標と見込量」で定めています。

※「障害児福祉サービス等の目標と見込量」は第7章部分ですが、本日の資料では第6章と併せて説明しています。

本資料では「提供体制の確保に係る目標」と「支援の種類ごとの必要な量の見込み」について、市の考え方をお示しします。

また、「支援の種類ごとの必要な量の見込み」の算出方法の詳細については資料5にまとめています。

¹ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省第三百九十五号）

1 目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針（考え方）

- ・令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和 8 年度末時点の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 %以上削減することを基本とする。

埼玉県の考え方

地域移行者数は国と同様 6 %以上とするが、施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

市の考え方

- 国の基本指針に基づき、以下の目標を設定します。
- 施設入所者の削減数の数値目標については、埼玉県の考え方及び川越市の状況を踏まえ、設定しません。

項目	目標
地域生活移行者数	令和 4 年度末時点の施設入所者数 2 8 8 人のうち、令和 8 年度末までに 6 %（1 8 人）以上の人を地域生活に移行する。

【目標達成のための取組】

- ・ 目標値の達成に向け、暮らしの場や日中活動の場など地域生活の基盤充実に努めるとともに、障害者支援施設の入所者の地域生活への移行等の支援やグループホームの利用を促進することで、障害のある人の地域生活への円滑な移行を目指します。
- ・ 重度重複障害者²等の地域移行を円滑に進めるための受け皿となる、重度重複障害者や医療的ケアを必要とする重度の障害者を受け入れることができるグループホーム等の整備促進に努めます。

² 《重度重複障害者》

障害を持つ者のうち、主に次の①～③いずれかに該当する者をいう。

①盲・ろう・知的障害・肢体不自由・病弱の各障害を 2 つ以上あわせ持つ者。

②発達の側面からみて、精神発達の遅れが著しい等、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする者。

③行動的側面からみて、多動傾向、自傷行為、自閉性、その他の問題行動が著しく、常時介護を必要とする者。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針（考え方）

- ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- ・令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上・未満）について、国が提示する推計式を用いて算定した値を目標値とする。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 ヶ月時点の退院率については 68.9% 以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率については 84.5% 以上及び入院後 1 年時点の退院率については 91% 以上とすることを基本とする。

埼玉県の考え方

国基本指針のとおり

市の考え方

- 国基本指針に掲げられている数値目標は、広域の調整が必要なため、埼玉県が設定し、本市では設定しません。
- 埼玉県が設定した目標を達成するための取組の一環として、本市では精神障害にも対応した地域包括ケアシステム³の構築に向け、以下の目標を設定します。

項目	目標
令和 8 年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置（達成済み） ※計画策定期間（令和 5 年度中）に設置見込
協議の場の開催回数	1 回以上/年

【目標達成のための取組】

- ・精神障害のある人が安心して地域での生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要となる資源やネットワークの在り方について検討していきます。

³ 《精神障害にも対応した地域包括ケアシステム》

住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の障害の状況やその変化に応じて、福祉サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい・医療・介助・就労支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みのこと。高齢者福祉分野で始まった取組を精神障害にも対応できるよう広げていく考え方。

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針（考え方）

- ・令和 8 年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

埼玉県の考え方

国基本指針のとおり

市の考え方

- 国の基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標
地域生活支援拠点設置数	1 箇所（達成済み）
機能検証の実施回数	1 回以上/年
強度行動障害を有する者に対する支援体制検討の実施回数	1 回以上/年

【目標達成のための取組】

- ・地域のニーズや課題等を踏まえ、地域生活支援拠点⁴において、本市の実情に合わせたネットワーク構築等の体制の整備を進め、年 1 回以上、運用状況を検証・検討します。
- ・地域自立支援協議会を活用し、市内の事業者の連携を強化することで、より充実した機能を提供できるよう、地域生活支援拠点の機能充実を進めます。
- ・強度行動障害を有する者に対する支援体制整備に向けた検討を行います。
- ・体制整備に向けて、多様な日中活動の場の確保、居住サービスの整備、医療との連携の強化など、市内のさまざまな機関との連携を推進します。

⁴ 《地域生活支援拠点》

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの 5 つを柱としている。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針（考え方）

- ・一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上にする。
 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31倍以上
 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.29倍以上
 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ・就労定着支援事業利用者を令和3年度の1.41倍以上にする。
- ・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とする。

埼玉県の考え方

国基本指針のとおり

市の考え方

○ 国基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等 ⁵ を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.28倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【令和3年度実績】21人 【令和8年度目標】27人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.31倍以上 【令和3年度実績】17人 【令和8年度目標】22人以上
	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.29倍以上 【令和3年度実績】3人 【令和8年度目標】4人以上
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.28倍以上 【令和3年度実績】1人 【令和8年度目標】1人以上
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 【令和8年度目標】全体の5割以上

⁵ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業

項目	目標
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 令和 3 年度実績の 1.41 倍以上 【令和 3 年度実績】84 人 【令和 8 年度目標】119 人以上
就労定着率	就労定着支援事業の就労定着率 ⁶ 【令和 8 年度目標】 就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上

【目標達成のための取組】

- ・ 目標の達成に向け、ハローワーク等の関係機関と連携し、雇用・就労機会の拡大や職場定着の支援を行い、福祉施設から一般就労への移行を促進します。
- ・ 職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境等の要因で退職する人も少なくないことから、多様な雇用の場の創出や職場定着支援の充実とともに、就業面だけでなく生活面における支援も総合的に行われるよう、障害者総合相談支援センターを中心に、様々な関係機関と連携を図ります。

⁶ 過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 4 2 月以上 7 8 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針（考え方）

- ・令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・障害者の支援体制整備を図るために設置する協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

埼玉県の考え方

国基本指針のとおり

市の考え方

○ 国の基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	設置（達成済み）
協議会における事例検討の実施	実施
相談支援事業者への指導・助言件数	15件/年
相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件/年
相談機関との連携強化の取組の実施回数	24回/年
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回/年

【目標達成のための取組】

- ・ 日常生活の悩みや不安、さまざまな制度やサービスの利用、申請の援助など、総合的なワンストップ窓口として設置している障害者総合相談支援センターにおいて、様々な障害福祉サービスや地域の関係機関や社会資源と連携し、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 地域の相談支援機関に対しては、困難事例に対するバックアップや研修等による人材育成の支援等を実施し、より相談支援体制の強化を図ります。
- ・ 自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を進めます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針（考え方）

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

埼玉県の考え方

国基本指針のとおり

市の考え方

○国の基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標
障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組	実施
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	実施
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	実施
県が実施する障害福祉サービスに係る研修への参加人数	5人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の指導・実施	1回以上/年

【目標達成のための取組】

- ・ 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市職員の参加に努めます。
- ・ 市や県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市内サービス提供事業所職員の参加を促進します。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システム⁷による審査結果を分析し、その結果を活用して事業所と共有する機会を設けます。
- ・ 障害福祉サービス提供事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発を行います。

⁷ 《障害者自立支援審査支払等システム》

障害者総合支援法等における審査支払事務は、事業所からの請求に対し、市町村、都道府県、国保連合会、国保中央会の関係機関が連携・協力を図りながら行われる。

特に審査事務については、障害福祉サービス等が、障害者総合支援法・児童福祉法に定めるルール（指定基準や単位数表等、支給量等）の枠内で提供されているかどうかを確認しており、正確で円滑な審査支払事務を行うためのシステム化が行われている。

(7) 障害児支援の提供体制の整備等 ※第7章部分

国の基本指針（考え方）

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ・各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

埼玉県の方針

国基本指針のとおり

市の考え方

○ 国の基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	設置（達成済み）
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	3箇所
医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	5人
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置（達成済み） ※計画策定期間（令和5年度中）に設置見込
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	1回以上/年

【目標達成のための取組】

- ・ 児童発達支援センターにおいて、地域における療育支援体制の充実に努めます。また、保育所等訪問支援を実施するほか、重症心身障害児に対応した児童発達支援や放課後等デイサービスなど、引き続き提供体制の確保及び安定に努めます。
- ・ 児童発達支援センター、地域自立支援協議会と連携し、医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議を実施します。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置についても進めます。
- ・ 子どもの発達に課題や不安を持つ保護者が増えていることから、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援体制を確保していきます。

2 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

・本市は、令和8年度の目標値の達成に向けて、過去の障害福祉サービス等の利用の伸び率等や、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、令和6年度から令和8年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅や病院等で入浴・排せつ・食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排せつ、食事等の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動に著しい困難を有する人が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い重度の障害がある人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス見込量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間数	13,789	15,169	15,610	16,063
	人数	573	607	624	643
重度訪問介護	時間数	6,798	8,213	9,224	10,359
	人数	17	21	24	27
同行援護	時間数	1,698	1,656	1,734	1,814
	人数	72	79	83	86
行動援護	時間数	2,500	2,272	2,407	2,551
	人数	92	103	109	116
重度障害者等包括支援	時間数	0	500	500	500
	人数	0	2	2	2

※各年度のサービス見込量について

- ①「時間数」…過去の実績に基づく平均的な1か月あたりのサービス利用時間数を見込人数に乗じて算出しています。
- ②「人数」…令和4年度の実績値及び過去の実績値の伸び率等により算出した利用人数としています。

【サービス見込量を確保するための方策】

- ・ 事業者への説明会等により、サービス需要の増大についての情報提供に努め、多様な事業者の参入を促進し、継続的にサービス提供事業者の確保を図ります。
- ・ 訪問系サービスにおける従業者の資質向上に向けて、介護福祉士、実務研修修了者等の資格の取得を促進します。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供する就労継続支援 A 型事業と雇用契約を結ばない就労継続支援 B 型事業があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した人の就労の継続を図るために、就労や就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方が対象）
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間・夜間も含めた施設での入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【サービス見込量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	14,441	15,058	15,658	16,281
	人数	733	793	824	857
自立訓練 (機能訓練)	人日分	81	91	108	128
	人数	8	11	13	16
自立訓練 (生活訓練)	人日分	458	528	569	613
	人数	35	41	44	47
うち自立訓練 (生活訓練)	人日分	338	359	371	382
	人数	26	28	29	29
就労選択支援	人数	-	272	283	293
就労移行支援	人日分	2,979	3,370	3,640	3,930
	人数	170	198	214	231
就労継続支援 (A型)	人日分	2,015	2,304	2,304	2,304
	人数	111	128	128	128
就労継続支援 (B型)	人日分	7,322	8,320	8,845	9,404
	人数	460	520	553	588
就労定着支援	人数	80	101	125	153
療養介護	人数	38	39	40	40
短期入所 (福祉型)	人日分	889	926	948	971
	人数	98	103	105	108
短期入所 (医療型)	人日分	137	108	108	108
	人数	12	12	12	12

※各年度のサービス見込量について

- ①「人日分」…過去の実績に基づく平均的な1か月あたりのサービス利用日数を見込人数に乗じて算出しています。
- ②「人数」…令和4年度の実績値及び過去の実績値の伸び率等により算出した利用人数としています。

【サービス見込量を確保するための方策】

- ・ 短期入所の拡充に向けて、既存のグループホーム事業者及び医療機関等に対して、必要な情報の提供を行い、整備が促進されるよう努めます。
- ・ 様々なサービスの提供ができるように、従来の事業者だけでなく、幅広く多様な事業者が参入できるように努めます。
- ・ 市内において各種サービスの提供が確保できるように、事業者等への説明会を開催し、必要な情報を提供する等の総合的な支援を行うことで連携・協力を図っていきます。

- 重度重複障害者及び重症心身障害児者（医療的ケア児者）が必要とする障害者の日中活動の場の確保については、車椅子を使用している障害者及び医療的ケアを必要とする障害者に対応できる施設を充実させるために、施設等の整備に係る既存制度を周知し、整備が促進されるよう努めます。
- 日中活動系サービス事業所定員数や、各事業所の利用者数調査等による各種サービスの需給状況の把握に努め、障害福祉サービス事業所指定事務に反映させていきます。

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた障害のある人で、かつ一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言を行うほか、医療機関等との連絡調整を図るなど、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要がある方には、介護サービスも行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日における、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数	0	8	8	8
内、精神障害者の自立生活援助	人数	0	2	2	2
共同生活援助	人数	294	390	449	518
内、精神障害者の共同生活援助	人数	76	98	112	129
施設入所支援	人数	288	281	277	274

※各年度のサービス見込量について

・「人数」 …令和4年度の実績値及び過去の実績値の伸び率等により算出した利用人数としています。

【サービス見込量を確保するための方策】

- ・ 今後も引き続き自己選択・自己決定による地域移行を進めていきます。そのためには、住まいの場としてのグループホームが特に重要であると考えられることから、車椅子を使用する身体障害者や重度の知的障害者、医療的ケアを必要とする重度の障害者が利用できるように、バリアフリー化したグループホームの開設や医療的ケアに対応するための看護師の配置を事業者へ呼びかけることで、障害者が地域において共同して自立した生活を営むことができるよう努めます。
- ・ 共同生活援助事業所定員数や、利用者数調査等によるサービスの需給状況の把握に努め、障害福祉サービス事業所指定事務に反映させていきます。

(4) 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院等をしている障害のある人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障害のある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【サービス見込量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人数	1765	1999	2127	2264
地域移行支援	人数	3	4	4	4
内、精神障害者の地域移行支援	人数	3	3	3	3
地域定着支援	人数	8	9	9	9
内、精神障害者の地域定着支援	人数	5	5	5	5

※各年度のサービス見込量について

- ・「人数」 …令和4年度の実績値及び過去の実績値の伸び率等により算出した利用人数としています。

【サービス見込量を確保するための方策】

- ・ 計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者及び地域相談支援を提供する指定一般相談支援事業者の確保に努めます。
- ・ 指定特定・一般相談支援事業者への情報提供等により、相談支援従事者の質の向上等を図ります。
- ・ 提供体制の整備と併せて、地域自立支援協議会での検討を踏まえ、相談支援体制の更なる充実を図ります。

(5) 地域生活支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対し、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。
相談支援事業	障害のある人やその保護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言等による相談支援機能の強化を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用又は利用しようとする知的障害者や精神障害者であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施します。
意思疎通支援事業	障害により意思疎通を図ることに支障のある人に対して、手話通訳や要約筆記等により、意思疎通を支援します。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術の習得者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与します。
障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）の地域における生活支援を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者等の養成研修を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	市での派遣が困難な場合に、県を通じて手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	精神障害者の自立した地域生活に係る広域調整を行います。

【事業の量の見込（年間）】

事業名	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	
相談支援事業					
障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業 ※実利用件数	27件	35件	40件	46件	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	
意思疎通支援事業					
手話通訳者派遣事業 ※延べ利用件数	847件	1,000件	1,000件	1,000件	
要約筆記者派遣事業 ※延べ利用件数	25件	32件	32件	32件	
手話通訳者設置事業	1箇所2人	1箇所2人	1箇所2人	1箇所2人	
日常生活用具給付等事業（給付等件数）					
介護・訓練支援用具	27件	32件	35件	38件	
自立生活支援用具	48件	49件	50件	50件	
在宅療養等支援用具	50件	55件	58件	61件	
情報・意思疎通支援用具	55件	65件	71件	78件	
排泄管理支援用具	6,747件	7,091件	7,269件	7,452件	
居室生活動作補助用具（住宅改修費）	10件	10件	10件	10件	
手話奉仕員養成研修事業 ※養成講習修了人数	21人	25人	25人	25人	
移動支援事業	実利用者数	183人	203人	203人	203人
	延べ利用見込時間	13,408時間	14,210時間	14,210時間	14,210時間
地域活動支援センター事業 ※実利用者数	市内センター利用	4箇所(97人)	4箇所(105人)	4箇所(105人)	4箇所(105人)
	市外センター利用	1箇所(1人)	1箇所(1人)	1箇所(1人)	1箇所(1人)
障害児等療育支援事業	実施	実施	実施	実施	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※実養成講習修了者人数					
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	6人	8人	8人	8人	
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	0人	2人	2人	2人	
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	1人	1人	1人	1人	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※延べ利用件数					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	0件	10人	10人	10人	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	162件	186件	186件	186件	
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	—	1回	1回	1回	

【見込量を確保するための方策】

・『理解促進研修・啓発事業』

障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則に基づき、障害者差別解消法や障害者虐待防止法等に関する取組を行っていくことが必要です。行政機関等における合理的配慮や市職員への研修、広報・啓発活動の推進等により理解の促進を図ります。

・『自発的活動支援事業』

広聴活動の充実や、市民が市の政策形成過程へ参加する機会の増加に努めます。また、障害者団体、家族会等が行う自主的な活動を支援します。

・『相談支援事業』

障害のある人やその家族が安心して生活できるよう、川越市障害者総合相談支援センターにおいて、生活相談、就労相談、基幹相談を実施します。

・『成年後見制度利用支援事業』

判断能力の十分でない高齢者や障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、市長申立て等により、成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。

・『意思疎通支援事業』

聴覚や言語機能などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障のある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業等の充実を図ります。

・『日常生活用具給付等事業』

重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるよう、用具の購入等に係る費用の支給を充実します。

・『手話奉仕員養成研修事業』

日常会話に必要な手話表現を習得する手話講習会を開催し、手話に対する理解の促進及び手話を使用しやすい環境の整備を図ります。

・『移動支援事業』

障害のある人の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための事業として充実を図ります。

・『地域活動支援センター事業』

障害のある人の日中活動の場の充実を図ります。

・『障害児等療育支援事業』

より身近な地域での療育機能の充実を図ります。

- ・『**専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業**』

聴覚障害者、言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修について充実を図ります。

- ・『**専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業**』

聴覚障害者、言語機能障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣するとともに、専門性の高い手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

- ・『**精神障害者地域生活支援広域調整等事業**』

保健、医療、福祉の関係者による協議の場において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての検討・調整を行います。

(6) 障害児通所支援等 ※第7章部分

・本市は、令和8年度の目標値の達成に向けて、過去の障害児通所支援サービス等の利用の伸び率等や、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、令和6年度から令和8年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

【事業の概要】

事業名	内容
児童発達支援	障害のある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育との相乗効果によって自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所等に訪問し、子どもや職員に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等の支援を行います。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援等を利用する際に、障害児支援利用計画等を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【サービス見込量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	2,805	3,000	3,189	3,391
	人数	295	333	354	377
放課後等デイサービス	人日分	8,603	10,053	11,133	12,330
	人数	683	838	928	1,028
保育所等訪問支援	人日分	28	52	79	121
	人数	11	26	40	61
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	18	18	18
	人数	0	2	2	2
障害児相談支援	人数	368	509	599	705
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの配 置人数	実人数	3	5	5	5

※各年度のサービス見込量について

- ①「人日分」…過去の実績に基づく平均的な1か月あたりのサービス利用日数を見込人数に乗じて算出しています。
- ②「人数」…令和4年度の実績値及び過去の実績値の伸び率等により算出した利用人数としています。

【サービス見込量を確保するための方策】

- ・ 市内で支援が受けられ、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるように、相談支援事業等との連携を図り、基盤の整備、質の確保に努めます。
- ・ 障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行にあたっては、円滑な移行が行われるように、市と県との緊密な連携を図っていきます。
- ・ 発達障害のある児童に対しては、保育所や認定こども園、障害児通所支援等において適切な支援ができるように連携し、支援体制の強化を図ります。
- ・ 障害児のニーズに応じて、「川越市子ども・子育て支援事業計画」と連携を図り、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある児童が希望に沿った利用ができるように、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障害児への支援に努めます。

(7) 障害児の子ども・子育て支援等

(単位：人数)

施設名	令和4年度 (実績値)	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	障害児 実人数	見込量	提供体制	見込量	提供体制	見込量	提供体制
幼稚園(1)	45	57	57	64	64	72	72
保育所	124	133	133	138	138	142	142
認定こども園	29	34	34	37	37	40	40
特定地域型保育事業(2)	10	6	6	5	5	4	4
放課後児童健全育成事業(3)	21	17	17	15	15	14	14

- (1) 幼稚園には私学助成の対象である幼稚園を含む。
- (2) 特定地域型保育事業は、満3歳未満の乳幼児に対して提供される小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育。
- (3) 放課後児童健全育成事業の人数については、子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載。